

お客さま各位

2018年11月22日  
日本航空株式会社

## 2018年12月 燃油サーチャージ適用額のお知らせ(政府認可)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社は2018年12月1日から適用となる、日本発国際貨物燃油サーチャージを国土交通省へ申請し2018年11月21日付けで認可されましたので、以下の通り変更させていただきます。基準となる2018年10月のジェット燃料の平均価格が1バレル当たり95.02ドルであったことから、燃油指標価格を「95.00以上100.00未満」とし、サーチャージ額は1kgあたり48円(米州・欧州など遠距離路線)、24円(アジア遠距離路線)、24円(アジア近距離路線)となります。

弊社は最大限の自助努力を行いながら、安定的な貨物輸送サービスの提供に努めてまいります。航空燃油費の一部を引き続きご負担いただくことにつきまして、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

《今回の燃油サーチャージ適用額》

燃油サーチャージ適用額として、①遠距離路線(②、③以外の国際線)¥48/kg、②アジア遠距離路線(③を除くアジア)¥24/kg、③アジア近距離路線(香港、中国、フィリピン、台湾、韓国、グアム)¥24/kgとさせていただきます。

燃油指標価格 (米ドル/バレル)	貨物燃油サーチャージ額		
	① 遠距離路線	② アジア遠距離路線	③ アジア近距離路線
100.00-104.99	¥54	¥27	¥27
<b>95.00 以上 100.00 未満</b>	<b>¥48</b>	<b>¥24</b>	<b>¥24</b>
90.00 以上 95.00 未満	¥42	¥21	¥21
85.00 以上 90.00 未満	¥36	¥18	¥18
80.00 以上 85.00 未満	¥30	¥15	¥15
75.00 以上 80.00 未満	¥24	¥12	¥12
70.00 以上 75.00 未満	¥18	¥9	¥9
65.00 以上 70.00 未満	¥12	¥6	¥6
60.00 以上 65.00 未満	¥6	¥3	¥3
60.00 未満	適用なし		

**\*2018年12月1日発行の航空運送状(AWB)から適用させていただきます。**

\*燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用いたします。

\*燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用いたしません。

\*燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入いただき、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。

\*燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と、同じでなければなりません。

\*他国発貨物につきましても各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。

\*弊社は日本発国際貨物燃油サーチャージの改定時期を年12回(毎月)としており、また、各月の貨物燃油サーチャージ額は「前々月のシンガポール燃油(ケロシン)価格の平均値」を燃油指標価格として決定します。

以上